

修学旅行等が中止された場合等におけるキャンセル料等への支援について

修学旅行等が中止等となり、キャンセル料等が発生

① キャンセル料等について、負担すべき債務者が確定している場合

② キャンセル料等について、負担すべき債務者が確定していない場合

① 修学旅行キャンセル料等補助金

1. 補助対象

令和4年4月～令和5年3月までに発生した修学旅行キャンセル料等
※令和3年度中に発生したキャンセル料等についても、やむを得ない事情で令和3年度中に補助金の申請ができなかったものについては、令和4年度の補助対象とします（補助金Q&A参照）。

2. 補助額

キャンセル料等相当額

3. スキーム

- 生徒の積立金から支払ったキャンセル料等を補助金で負担
- 保護者が直接支払ったキャンセル料等を補助金で負担

4. 申請書の提出期限等

案件がある場合は、担当に事前に相談すること。

② 予算配付（役務費）

1. 補助対象

参加者を募る前に中止・延期した学校行事等について、令和4年4月～令和5年3月までに発生したキャンセル料等を負担する保護者（債務者）が決まっていないため、私費で支払うことができない事案に係るキャンセル料等

2. 補助額

キャンセル料等相当額

3. スキーム

本庁から学校へ予算（役務費）を配付し、学校にて、資金前渡の方法により、業者へ直接支払う

4. 申請書の提出期限等

案件がある場合は、担当に事前に相談すること（詳細については別途通知する。）。

【共通事項】 キャンセル料等を補助する事由

- (1) 学校保健安全法第20条の規定に基づき、東京都教育委員会が臨時休業を決定したことにより、修学旅行等が延期又は中止された場合
- (2) 児童・生徒が新型コロナウイルス感染症に罹患し、又は濃厚接触者に特定され、学校保健安全法第19条の規定に基づき、出席を停止されたことにより、修学旅行等に参加できなかった場合
- (3) 国の要請等に基づいて都立学校を臨時休業し、修学旅行等が延期又は中止された場合
- (4) その他、キャンセル料等の発生事由が、真にやむを得ない事情であると認められた場合（ただし、原則として、所管課担当者と事前に協議した案件に限る。）